《記入例③》転勤により別の事業所で特別徴収を継続する場合

下記記入例は、10月に転勤する給与取得者に対する徴収方法を、11月分から転勤先での特別徴収にする場合。

（ア）年税額〔6月～5月分〕120,000円　（イ）徴収済額〔6月～10月分〕50,000円　（ウ）未徴収税額〔11月分以降〕70,000円

※この場合の「転勤」とは、関連事業所との間で行われる勤務地の変更を伴うものをいいます。関連事業所ではない事業所への転職は該当しません。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書〔異動した月の翌月10日までにご提出ください〕

※必要枚数に応じてコピー又は伊勢市ホームページからダウンロードしてください。

異　伊勢市様式

令和 6 年 9 月 1 日提出　受付印　（宛先）伊勢市長

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒 516 － 0037 三重県伊勢市岩淵１丁目〇番△号
フリガナ	カブシキガイシャ　イセシ
氏名又は名称	株式会社　伊勢市
マイナンバー又は法人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
特別徴収義務者指定番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
担当者連絡先　所属	人事課　給与係
氏名	二見　二郎
電話	0596 － 21 － **** 内線（　）

給与所得者

フリガナ	イセ　イチロウ
氏名（1月1日現在の姓）	伊勢　一郎
生年月日	元号 3（1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成）50 年 5 月 5 日
マイナンバー	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
1月1日住民票のある住所	伊勢市小俣町元町〇〇番地
現住所（同左）	津市広明町△△番地

↓現在、行っている特別徴収の徴収方法を変更する場合はチェックしてください。　↓現在、特別徴収を行っている年度を記入してください。

☑ 現在、特別徴収を行っている令和 6 年度分（6月～5月）の市県民税・森林環境税の徴収方法を下記のとおり変更します。

※上記住所は当該年度の住所を記入してください。

（ア）特別徴収税額（年税額）		（イ）徴収済額（納付済額）		（ウ）未徴収税額〔（ア）－（イ）〕	異動年月日
120,000 円	－	6 月分から 10 月分まで　※納入書に記載の「月分」を記入　50,000 円	＝	11 月分から 5 月分まで　※納入書に記載の「月分」を記入　70,000 円	令和 6 年 10 月 31 日

現年度（税額を記入してください／1～4のいずれかの異動事由をチェックしてください）

1. □ 退職・休職・長期入院（↑いずれかに〇）　□ 一括徴収 → 一括徴収した税額（ウ）は、　月分（　月　日納入期限分）で納入します。　□ 普通徴収（本人納付）

2. ☑ 転勤 → 特別徴収継続　※この場合の「転勤」とは、関連事業所との間で行われる勤務地の変更を伴うものをいいます。関連事業所ではない事業所への転職は該当しません。

新しい勤務先（特別徴収義務者）

特別徴収義務者指定番号	☑新規
法人番号	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8
所在地	〒 519 － 0503 伊勢市小俣町元町〇〇番地
フリガナ	カブシキガイシャ　オバタチョウ
氏名又は名称	株式会社　小俣町
担当者連絡先　所属	人事課　給与係
氏名	御薗　一郎
電話	0596 － 21 － **** 内線（　）

新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を 11 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号（ある場合は必須）12345678910

納入書の要否（新規の場合のみ記入）2（右から番号を記入）1. 必要　2. 不要

3. □ 死亡 → 普通徴収

新年度

□ 新年度の給与支払報告書を「特別徴収」で提出した令和　年度分の給与支払報告書の徴収区分を「特別徴収」から「普通徴収」に変更します。

（記入上の注意）

- 異動事由をチェックしてください。
- （ア）特別徴収税額の通知書の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。
- （イ）（ア）のうち、何月分から何月分まで、いくら徴収したかを記入してください。
- （ウ）（ア）から（イ）を差し引いた金額を記入してください。
- 現年度の徴収区分を変更する場合はチェックしてください。
- 伊勢市で指定番号をお持ちでない事業所は「新規」をチェックしてください。
- 「特別徴収税額の通知書」をもとに、徴収する月割額を転勤・転籍をする事業所へ必ず連絡していただき、その内容を記入してください。また、受給者番号がある場合は必ず記入してください。